



# 成寿園短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

（令和元年10月1日現在）

## ①施設利用料

### 【個室の場合】

介護保険1割負担		
個室		日額
要支援 1		438
要支援 2		545
要介護 1		586
要介護 2		654
要介護 3		724
要介護 4		792
要介護 5		859

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	320
第2段階	390	420
第3段階	650	820
第4段階	1,700	1,450

+

=

※朝食代(400)/昼食代(500)/夕食代(800)

自己負担合計（日額）			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1,058	1,248	1,908	3,588
1,165	1,355	2,015	3,695
1,206	1,396	2,056	3,736
1,274	1,464	2,124	3,804
1,344	1,534	2,194	3,874
1,412	1,602	2,262	3,942
1,479	1,669	2,329	4,009

### 【多床室の場合】2人部屋と4人部屋があります

介護保険1割負担		
多床室		日額
要支援 1		438
要支援 2		545
要介護 1		586
要介護 2		654
要介護 3		724
要介護 4		792
要介護 5		859

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	0
第2段階	390	370
第3段階	650	370
第4段階	1,700	840

+

=

※朝食代(400)/昼食代(500)/夕食代(800)

自己負担日額合計（日額）			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
738	1,198	1,458	2,978
845	1,305	1,565	3,085
886	1,346	1,606	3,126
954	1,414	1,674	3,194
1,024	1,484	1,744	3,264
1,092	1,552	1,812	3,332
1,159	1,619	1,879	3,399

## ②送迎加算

184円/片道

## ③夜勤職員配置加算

13円/日

## ④機能訓練体制加算

12円/日

## ⑤サービス提供体制強化加算Ⅰ □

12円/日

## ⑥療養食加算

8円/回（医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合）

## ⑦介護職員処遇改善加算Ⅱ

（所定単位×60/1000）/月（一円未満の端数は切り捨て）

## ⑧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

（所定単位×23/1000）/月（一円未満の端数は切り捨て）

※所定単位とは、①～⑥までにより算定した単位（うち食費・居住費は含まない）の合計です。

○通常実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は

通常事業施設地域の境界より路程1キロメートルあたり35円を実費として徴収させていただきます。

又、安芸灘大橋等有料道路についても実費を徴収させていただきます。

（事業所の通常実施地域は、呉市とする。但し、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊、音戸、倉橋の区域は除く）

# 2割

## 成寿園短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

（令和元年10月1日現在）

### ①施設利用料

#### 【個室の場合】

介護保険2割負担		
個室		日額
要支援 1		876
要支援 2		1090
要介護 1		1172
要介護 2		1308
要介護 3		1448
要介護 4		1584
要介護 5		1718

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	320
第2段階	390	420
第3段階	650	820
第4段階	1,700	1,450

+

=

※朝食代(400)/昼食代(500)/夕食代(800)

自己負担合計（日額）			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1,496	1,686	2,346	4,026
1,710	1,900	2,560	4,240
1,792	1,982	2,642	4,322
1,928	2,118	2,778	4,458
2,068	2,258	2,918	4,598
2,204	2,394	3,054	4,734
2,338	2,528	3,188	4,868

#### 【多床室の場合】2人部屋と4人部屋があります

介護保険2割負担		
多床室		日額
要支援 1		876
要支援 2		1090
要介護 1		1172
要介護 2		1308
要介護 3		1448
要介護 4		1584
要介護 5		1718

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	0
第2段階	390	370
第3段階	650	370
第4段階	1,700	840

+

=

※朝食代(400)/昼食代(500)/夕食代(800)

自己負担日額合計（日額）			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1176	1,636	1,896	3,416
1390	1,850	2,110	3,630
1,472	1,932	2,192	3,712
1,608	2,068	2,328	3,848
1,748	2,208	2,468	3,988
1,884	2,344	2,604	4,124
2,018	2,478	2,738	4,258

### ②送迎加算

368円/片道

### ③夜勤職員配置加算

26円/日

### ④機能訓練体制加算

24円/日

### ⑤サービス提供体制強化加算 I □

24円/日

### ⑥療養食加算

16円/回（医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合）

### ⑦介護職員処遇改善加算 II

（所定単位×60/1000）/月（一円未満の端数は切り捨て）

### ⑧介護職員等特定処遇改善加算 II

（所定単位×23/1000）/月（一円未満の端数は切り捨て）

※所定単位とは、①～⑥までにより算定した単位（うち食費・居住費は含まない）の合計です。

○通常実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は

通常事業施設地域の境界より路程1キロメートルあたり35円を実費として徴収させていただきます。

又、安芸灘大橋等有料道路についても実費を徴収させていただきます。

（事業所の通常実施地域は、呉市とする。但し、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊、音戸、倉橋の区域は除く）



# 成寿園短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

（令和元年10月1日現在）

## ①施設利用料

【個室の場合】

介護保険1割負担		
個室		日額
要支援 1		1,314
要支援 2		1,635
要介護 1		1,758
要介護 2		1,962
要介護 3		2,172
要介護 4		2,376
要介護 5		2,577

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	320
第2段階	390	420
第3段階	650	820
第4段階	1,700	1,450

※朝食代(400)/昼食代(500)/夕食代(800)

自己負担合計（日額）			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1,934	2,124	2,784	4,464
2,255	2,445	3,105	4,785
2,378	2,568	3,228	4,908
2,582	2,772	3,432	5,112
2,792	2,982	3,642	5,322
2,996	3,186	3,846	5,526
3,197	3,387	4,047	5,727

【多床室の場合】2人部屋と4人部屋があります

介護保険1割負担		
多床室		日額
要支援 1		1,314
要支援 2		1,635
要介護 1		1,758
要介護 2		1,962
要介護 3		2,172
要介護 4		2,376
要介護 5		2,577

実費負担（日額）		
区分	食費	居住費
第1段階	300	0
第2段階	390	370
第3段階	650	370
第4段階	1,700	840

※朝食代(400)/昼食代(500)/夕食代(800)

自己負担日額合計（日額）			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1614	2,074	2,334	3,854
1935	2,395	2,655	4,175
2,058	2,518	2,778	4,298
2,262	2,722	2,982	4,502
2,472	2,932	3,192	4,712
2,676	3,136	3,396	4,916
2,877	3,337	3,597	5,117

②送迎加算

552円/片道

③夜勤職員配置加算

39円/日

④機能訓練体制加算

36円/日

⑤サービス提供体制強化加算Ⅰ □

36円/日

⑥療養食加算

24円/回（医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合）

⑦介護職員処遇改善加算Ⅱ

(所定単位×60/1000)/月（一円未満の端数は切り捨て）

⑧介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

(所定単位×23/1000)/月（一円未満の端数は切り捨て）

※所定単位とは、①～⑥までにより算定した単位（うち食費・居住費は含まない）の合計です。

○通常実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は

通常事業施設地域の境界より路程1キロメートルあたり35円を実費として徴収させていただきます。

又、安芸灘大橋等有料道路についても実費を徴収させていただきます。

（事業所の通常実施地域は、呉市とする。但し、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊、音戸、倉橋の区域は除く）